

随意契約理由書

件 名	各所テレメータ電源設備保守点検
契約の相手方	株式会社兵庫蓄電池
根拠法令	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号に該当
随意契約の理由 本業務対象の設備・機器は、市内全域にある水道施設のデータを市内にはりめぐらされたネットワークを利用し 24 時間遠隔監視操作するためのシステム（水道用テレメータ・テレコントロール設備）に直流電源を供給しているもので、停電時でもその機能を十分に発揮する必要がある。安全かつ安定的な稼動のために、また不具合や劣化状況を把握・対応し故障を未然に防ぐために、定期的に保守点検を行う。 本業務対象の設備・機器は、株式会社GSユアサが製作を行ったものであり、株式会社GSユアサは神戸市内のメンテナンス業務については、唯一の特約店として上記業者にさせることとしている。本業務には、機器の内部点検、調整を含んでおり、これを行うためには製作者しか知り得ない機器内部の専門的技術を要するため、機器の詳細を熟知している上記契約の相手方以外の業者では実施は不可能である。 以上の理由から、本業務の実施が可能であるのは上記業者以外ないため、上記業者との随意契約を行うものである。	
担当部署 (問合せ先)	水道局浄水統括事務所 （電話番号 361-8351 ）